

はじめに—— APAの定めを中心に

1. 規則(rule)の意義 —— 裁決(adjudication)との対比において
一般適用性若しくは個別適用性+将来効

2. 規則の種類

- (1) 立法規則(legislative rule)
 - (2) 解釈規則(interpretive rule)
 - (3) 政策声明(policy statement)
- A 実体規則(substantive rule)
B 手続規則(procedural rule)

2. 規則制定手続(rulemaking procedure)の種類

- ① 正式(formal)規則制定手続 個別法が明確に要求する場合のみ
行政命令集への規則制定の公告、事実審型聴聞、事実認定と理由提示
- ② 略式(informal)規則制定手続 デフォルト
行政命令集への規則制定の公告、意見書提出権、簡略な説明、最終規則の告示
- ③ 混成的(hybrid)手続 特別法、判例法、大統領命令による
略式規則制定手続と正式手続との中間形態
ex. 口頭意見陳述権、反対尋問権、事前公告、費用便益分析、関係州との協議
- ④ 協議会方式(reg-neg)手続 関係利益が少数で代表者が誠実に協議できるとき
協議会開催公告、協議会での協議、規則案の策定+略式規則制定手続
- ⑤ 適用除外 公告や意見書提出権の付与は不要
 - a. 安全保障、外交、公務員人事、内部管理、公共財産、補助金、契約
 - b. 解釈規則、政策声明、手続規則
 - c. 実行不能、不必要、公益違反 正当理由を提示する必要がある
 - b., c. では、最終規則の告示と意見書提出を認めなかった理由の提示が必要

3. 規則の種類と手続との相関

- (1) 立法規則の制定手続 ①②③④⑤
- (2) 又は (3) . . 非立法規則の制定手続 ②の適用除外

4. 附論

個別法による手続の付加

結びに代えて